平成２６年（フ）第６６２２号
東京都板橋区桜川２丁目10―６―403
破産者　村上　三広
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６６９号
東京都練馬区桜台３丁目12―７―201
破産者　入来院拓磨（旧姓松永）
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７９０号
東京都大田区西糀谷２丁目23―２―105
破産者　山崎　義明
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５９号
札幌市南区川沿12条５丁目４番13号
破産者　株式会社札幌エマル
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８２号
札幌市清田区美しが丘５条９丁目９番１号
破産者　有限会社ホットワーク
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４００号
札幌市清田区美しが丘５条９丁目９番１号
破産者　有限会社環境企画
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６１号
仙台市青葉区郷六字葛岡下49番地の１広瀬の杜９番館214
破産者　株式会社Ｅｃｏ　Ｌｉｆｅ
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７３号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１丁目45番地15、主たる営業所仙台市宮城野区萩野町２丁目11―２　株式会社ＥｃｏＬｉｆｅ「バンビの杜」内
破産者　株式会社福祉支援センター
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
茨城県北茨城市大津町北町３丁目６番地３
破産者　有限会社ベルウェイ
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第３０７号
千葉県松戸市常盤平５丁目16番地
破産者　有限会社リョー・ローズ
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３０８号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目30番８号　新屋ビル303号、開始決定時の住所千葉県印西市西の原１丁目２番地６棟101号
破産者　藤巻　　博
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３３号
千葉県柏市旭町８丁目１番32―2103号
破産者　伊藤　鉄志
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３４号
千葉県柏市旭町８丁目１番32―2103号
破産者　伊藤　鉄男
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１４６号
千葉県船橋市大穴南５丁目23番２号
破産者　有限会社ホームテック紅陽
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１９５号
千葉県松戸市新松戸５丁目１番地　新松戸中央パークハウスＣ―306号
破産者　久保　　満
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２０８号
千葉県柏市今谷上町23番地49　スカイハイツ柏101号
破産者　福田　広子
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２２０号
千葉県流山市大字東深井479番地の１
破産者　有限会社まるにはうす
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２２１号
千葉県流山市東深井字一ノ台479番地６、住民票上の住所千葉県流山市大字東深井479番地の１
破産者　大木　　榮
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２２４号
千葉県柏市柏434番地２　高橋荘202号
破産者　愛場　健二
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２７８２号
東京都中央区新富１丁目６番11号
破産者　アポロ・クオリティ株式会社
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３９５号
埼玉県さいたま市桜区神田356―１
破産者　有限会社ハットトリック
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部